

Title	慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「山城国陵田坪付」
Sub Title	
Author	喜多, 泰史(Kita, Yasufumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.505(505)- 528(528)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 史料紹介：文学部古文書室所蔵の中世文書
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0505

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「山城国陵田坪付」

喜 多 泰 史

はじめに

本稿は、古文書室に所蔵されている古代・中世文書全九点のうち「山城国陵田坪付」(整理番号 ZP00005)を翻刻・紹介することを目的としている¹⁾。以下、古文書室所蔵の「山城国陵田坪付」を本卷子もしくは慶應本と呼ぶこととし、第一節では慶應本を含む諸本の関係について、第二節では諸本の作成・伝来過程について、第三節では慶應本の巻尾に謄写された文書群について、それぞれ若干の解説をしたい。

一 諸本の関係

まずは慶應本の特徴と構成について概観しておこう。

慶應本は縦 34.0cm × 横 131.5cm の卷子本であり、全

三十紙からなる。外題には「山城国陵田坪付建保五年
國司注進」とあり、巻子を収めた函の蓋にも同じ表題が見られる。巻首には「慶應義塾圖書館」(長方印)の他に「三條之印」(方印)の蔵書印が捺されているので、慶應本は元々三条家旧蔵本であったようである。

次に、慶應本の構成をまとめたのが次頁の【表】である。巻首から順に明和九年(一七七二)修理序文・永久元年(一一一三)衙寮牒・建保五年(一一二七)書写奥書・嘉永七年(一八五四)謄写奥書・其他文書群(平安後期〜鎌倉初期)の五つの構成からなり、「山城国陵田坪付」は建保五年、明和九年、嘉永七年にそれぞれ書写・修理・謄写が行われている。このうち、最後の嘉永七年謄写奥書によると、「以或家秘藏之右卷在忠、令賀茂恭保縣主謄寫了、紙背文書繼奥、嘉永七年十月権大納言

【表】慶應本・柳原家本・史料編纂所本の構成

構成	慶應本	柳原家本	史料編纂所本	内容
明和九年修理序文	○	○	-	「山城国陵田坪付(建保五年国司注進分/反古裏 筆者賀茂在忠)、右一卷今度更加修復了(不見之分除之)、『中略』、明和九年三月十八日八座左大丞判」
永久元年衛寮牒 (山城国陵田坪付)	○	※○	-	「衛寮牒 山城国衛、欲被早任式条旨免陵戸田坪々事、『中略』、牒件陵戸田自昔以降迄近代無他妨、而今俄押入、権門不令弁進寮家地之間、絶篠丁等食物、陵墓無守護人、『中略』、乞也衛寮状、欲被免除件陵戸田坪坪等、以牒、永久元十二月 日」
建保五年書写奥書	○	○	-	「建保五年六月三日任永久之帳面書写之、清書之一本者進国司、草案之一本為子孫留之畢、陰陽博士賀茂在忠(花押影)」
嘉永七年謄写奥書	○	-	○	「以或家秘藏之右卷(在忠/自筆)令賀茂恭保県主謄写了、紙背文書繼奥、嘉永七年十月権大納言(花押)」
その他文書群	○	-	○	大蔵権大輔基兼力奉書/前筑後守某奉書/某書状/賀茂某礼紙書土代/某状/某書状/木工頭平為業力書状/左少史中原某奉書/參議藤原定能力書状/諸陵頭賀茂在忠下文/某書状/神祇権大輔某書状/某覺書の十三点。原則として平安後期く鎌倉初期賀茂氏関係文書である。

※紙背に慶應本のその他文書群に相当する文書あり。

(花押)」とあり、慶應本の底本には紙背文書が存在したこと、またその紙背文書に相当するのが嘉永七年謄写奥書の後に続くその他文書群にあったことが分かる。

これら慶應本の特徴と構成を踏まえた上で、次に他の諸本の関係について見ていきたい。「山城国陵田坪付」には慶應本の他に以下の二本が現存する。一つは宮内庁

書陵部所蔵の卷子本「柳原家記録一五九」であり、もう一つは東京大学史料編纂所所蔵の影写本「所三男氏持参文書」である。³⁾

まず「柳原家記録一五九」であるが、宮内庁書陵部にて原本を閲覧したところ、【表】のように明和九年修理序文・永久元年衙寮牒・建保五年書写奥書が確認できたが、嘉永七年謄写奥書は確認できなかった。また慶應本のその他文書群に相当する文書が柳原家本の紙背に確認できた。これらの特徴から、「柳原家記録一五九」は慶應本の底本であると判断できる。

一方、「所三男氏持参文書」の特徴と構成はどうだろうか。こちらも史料編纂所にて影写本を閲覧したところ、嘉永七年謄写奥書とその他文書群のみが影写されていた。影写本の奥書によると、昭和二十五年十月に所三男が史料編纂所に持参したものを影写したとのことであり、その卷子本は嘉永七年に作成された三条家旧蔵本であった、と当時の様子が記されている。ただし、現在の所蔵先は未詳であるとし、昭和五十九年九月に「所三男氏所蔵文書」から「所三男氏持参文書」に史料名が改められている。

前述の通り、慶應本には「三條之印」の蔵書印と嘉永

七年謄写奥書が確認できるから、慶應本が史料編纂所本の底本にあたることは容易に想像されるが、それを裏付けるものとして、本卷子には「所三男書簡」が附属している。この書簡は所から野村へ本卷子を寄贈した際に副えられた書簡であり（後掲）、消印は昭和二十六年二月二十一日である。したがって、史料編纂所にて影写を終えた四ヶ月後に、所から野村へ本卷子の寄贈が行われたのであろう。

以上から、柳原家本は慶應本の底本にあたり、慶應本は史料編纂所本の底本にあたること、がまずは確認できた。

二 諸本の作成・伝来過程

前節では簡単ではあるが、慶應本・柳原家本・史料編纂所本の三者の関係を解説した。そこで本節では、この関係を踏まえつつ、諸本の作成・伝来過程についてより詳しく見ていくこととする。行論の都合上、時系列順に永久元年衙寮牒発給↓建保五年書写↓明和九年修理↓嘉永七年謄写という流れで解説する。

1 永久元年衙寮牒発給・建保五年書写

外題に「山城國陵田坪付」とあるように、本卷子の中

核をなすのが、陵戸田の坪付を記載した永久元年十二月日付の衙寮牒である。同年七月十三日の宣下に基づき、従来通り山城国内の陵戸田を「衙寮」の不輸地として免除するよう山城国司に申請している。

さて、この違和感のある牒の差出書「衙寮」であるが、慶應本の底本である柳原家本においても楷書で「衙寮」と表記されている。そのため、ひとまずこのように翻刻せざるを得ないが、見慣れない表現である。しかも、柳原家本衙寮牒の差出書・宛所等が載る一紙目が、二紙目以降に比して新しい料紙であることは見逃せない。おそらく一紙目は、近世の修理に伴う料紙の差替えが行われており、その際に誤写等の錯誤が生じている可能性が高い⁽⁴⁾。

このように、この牒の差出書には検討を要する部分があるが、陵戸田を管理・経営する官司がこの牒を発給したことに変わりはないので、本稿では「衙寮」≡諸陵寮と推定し、以下衙寮牒を諸陵寮牒と呼ぶこととする。

なお右の推定は、牒の後に続く建保五年書写奥書からも間接的に裏付けることができる。この奥書には「建保五年六月三日任永久之帳面寫書之、清書之一本者進國司、草案之一本為子孫留之畢、陰陽博士賀茂在忠(花押

影)」とあり、建保五年に賀茂在忠は、山城国司に提出するための清書本と、子孫に残すための草案本を作成している。ここで着目したいのは、この諸陵寮牒の書写に際して、何故陰陽博士賀茂在忠が関与しているのか、そして草案を何故子孫のために残したのかという点である。平安時代以降の公家社会では、特定の氏族が特殊技能を家職・家業として、それに関連する官司を支配し、その上首にあたる官職を世襲した。これを官司請負制と呼ぶ。賀茂氏は安倍氏と並んで陰陽頭を世襲した家として有名であるが、実は諸陵頭も世襲していたことはあまり知られていない⁽⁵⁾。平安時代に令制の弛緩と陵墓を嫌忌する習慣から、当寮は禁忌の官とされ、南北朝期の公卿北畠親房が著した『職原抄』に「寮頭之外、強不任」とある。そしてその諸陵頭には「近代賀家陰陽師五位已上任之」とし、賀茂氏は平安末期から南北朝期まで諸陵頭を概ね世襲してきたのである(室町期以降は未詳)。ちなみに、賀茂在忠は賀茂氏の中で諸陵頭に任ぜられた初見の人物であり、在忠は将来諸陵頭を世襲していくであろう子孫のために草案本を残したと考えられるのである。こういった状況も併せて鑑みるに、やはり衙寮牒は諸陵寮牒と呼ぶのが相応しいといえる⁽⁶⁾。

このように、賀茂在忠の手によって建保五年に清書本と草案本が作成されたが、山城国司に提出された清書本は国司制度衰退の流れの中で紛失・消失し、子孫のために残された草案本が賀茂氏の下で長く保管され続けたと考えられる。南北朝期まで諸陵頭に任せられる賀茂氏が確認できるので、草案本は少なくとも南北朝頃までは賀茂氏内に保管されていた可能性が高いといえよう。

2 明和九年修理

このように、長年に亘って賀茂氏の下で保管されたと思われる草案本であるが、江戸時代の明和九年になって修復が施されることになる。巻首に見られる明和九年三月十八日付の修理序文によると、この修理の責任者として「八座左大丞」なる人物が署判を加えている。八座とは参議の別称、左大丞は左大弁の唐名であり、明和九年に参議と左大弁を兼任した公卿は柳原紀光（一七四六～一八〇〇）のただ一人である。紀光をはじめその子孫である均光・隆光・光愛は史書編纂のために多大な労力を費やして史料蒐集を行ったことが知られており、「柳原家記録」はその史料・典籍群の総称である。おそらくはこの集積過程で紀光が草案本を入手したのであろう。本

来賀茂氏に伝来すべき草案本が柳原家に引き継がれ、その後宮内庁書陵部に伝存することになった所以はここにある。

3 嘉永七年謄写とその後

さて、明和九年に柳原紀光の手によって修理された草案本（柳原家本）は、嘉永七年に謄写が行われている。その謄写本が現在の慶應本である。嘉永七年十月日付の謄写奥書によると、権大納言某が「或家秘藏之右卷」をもって賀茂恭保に謄写させたとある。ここでいう「或家秘藏之右卷」が柳原家に所蔵された草案本を指すことは想像に難くない。そして嘉永七年十月に権大納言であった公卿は、広橋基豊・三条実万・久我建通・一条忠香・二条斉敬・九条幸経・徳大寺公純・中山忠能・近衛忠房・大炊御門家信の十名であるが（『公卿補任』）、慶應本の巻首には「三條之印」の蔵書印が押印されており、かつ権大納言某の花押は「実萬」という二字をもとにしている。と推し量ることができるので、この署判者は三条実万と比定してまず間違いないだろう。

その後、嘉永七年に謄写された本巻子がどのような伝来過程を経たかは、第一節で少し触れた「所三男書簡」

によって窺い知ることができる。

【所三男書簡】(一)は改行)

謹上過日申上候建保五年山城国「陵田坪付写一卷、
本日宝月氏御持参」返却有之候に付、別便に托して
御贈呈」申上候間御笑納賜度候、

右ハ嘉永の写しに候も、原本は既に所在」を喪ひけるもの、如く、勿論大日本史料」同古文書等にも所収無之、而して三条家」の蔵印を有する現品が久邇家の有に皈」せる由来・年月等は不分明に候も旧臘中」同家よりお道具類と共にお拂下げ被成」候中の一品なることを附言致度幸ひ」今後の御研究の御役にも立ち候ハゞ光栄」此上なく奉存候 草々敬具

二月廿一日

所三男 拜

野村先生 玉九下

(別紙)

右写本建保五年国司注進とあるも、事實は永久元年(二二三)のもの」建保五年に陰陽博士賀茂在忠が写し、一本を国司に送り」草案一本を子孫に遺したものの、その草案の分を嘉永七年十月」權大納言が賀茂恭保縣主をして謄写せしめたものが本書」である。さらに、その原本には明和九年二月十八日八座左大丞といふ

者」が序を附してゐる。

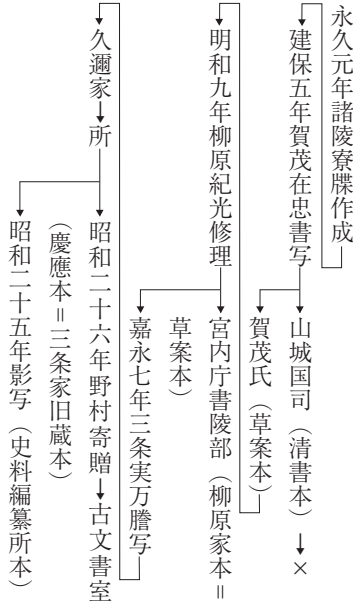
当書簡は先述の通り、所が野村に本卷子を寄贈した際に副えた書状であり、もう一つの別紙はそれに同封された本卷子の解題である。当書簡の存在については古川元也が既に指摘しており、嘉永七年謄写↓三条家↓久邇家↓宝月圭吾電覽↓所三男↓野村兼太郎↓慶應義塾大学という順で、本卷子の所蔵先が転々としたことを明らかにしている。

ただ、本稿で明らかにした点を補足しておく、「久邇家↓宝月圭吾電覽」の間に所三男を挿入しておいた方がより正確である。そして、古川がいう宝月圭吾電覽は昭和二十五年十月に行われた史料編纂所の影写のことであり、影写の後に同所古文書部長であった宝月から所へ本卷子の「御持参返却」があつたのである。そして、その返却を受けた所が、昭和二十六年二月二十一日に当書簡を副えて野村に本卷子を寄贈したことは第一節で既に述べた通りである。

以上、「山城国陵田坪付」に関する諸本の作成・伝来過程を時系列に即して追ってきた。これを図式化すると次頁のようにならう。このうち、嘉永七年以後の本卷子の伝来過程については、「所三男書簡」なくして全容の

把握は極めて困難なものとなつてしまつたので、当書簡の史料的价值の高さが知れる。また、慶應本は全くの新出史料という訳ではないが、柳原家本と史料編纂所本の間を繋ぐ史料が、半世紀ぶりに再び世の明るみに出た意義は大きい。

【作成・伝来過程図】



三 その他文書群

それでは最後に、嘉永七年謄写奥書の後に続くその他文書群について解説したい。前述の通り、これらは柳原家本の紙背文書を謄写したものであり、慶應本の翻刻・

解説に際しては一次史料である柳原家本を参考にすることがある。

しかし、現在の柳原家本は裏打ちが施されており、校訂・解説に心許ない部分が少なくない。加えて、おそらくは嘉永七年謄写の段階で既に裏打ちが施されていたためであろう。慶應本の判読困難な箇所に限って柳原家本においても裏打ちで文字が不鮮明なのである。そこで本稿では窮余の一策として、その他文書群すべてを事細かく紹介することはせず、全体的な特徴を簡単に解説することでご容赦を乞うしかない。

まずその他文書群の全体構成であるが、①大蔵権大輔基兼力奉書／②前筑後守某奉書／③某書状／④賀茂某礼紙書土代／⑤某状／⑥某書状／⑦木工頭平為業力書状／⑧左少史中原某奉書／⑨参議藤原定能力書状／⑩諸陵頭賀茂在忠下文／⑪某書状／⑫神祇権大輔某書状／⑬某寛書の十三点の文書からなる。柳原家本は建保五年に在忠が書写した草案本でもあるので、これら紙背文書はそれ以前の平安後期～鎌倉初期の文書であると察せられる。⁸⁾ またその大部分は賀茂氏に宛てた書状であり、それ以外の④賀茂某礼紙書土代や⑩諸陵頭賀茂在忠下文も含めて基本的には賀茂氏関係文書で占めている。このことは、

在忠が草案本を作成するに際して、邸宅に蓄積されていた不要紙を反古紙として再利用したことを意味している。

次に、これら文書群の内容であるが、そのほとんどが陰陽寮関係文書である。具体的には、仏名会⁽²⁾、元服⁽³⁾、新調車⁽⁷⁾、軒廊御卜⁽⁸⁾、拝賀・直衣着⁽⁹⁾といった日時勘申に関する依頼状が最も多く、その他、御井点定⁽¹⁾や泰山府君祭に関する撫物の貸借⁽¹²⁾など、陰陽師としての多様な活動実態を知ることができる。

また、諸陵寮関係文書として一点だけ治承三年二月二日付の^⑩諸陵頭賀茂在忠下文が存する。この文書は『平安遺文』に補一二八号文書として採録されている⁹⁾。山城国に所在した中尾陵戸田の進止権を常陸殿御局に預ける旨を当陵戸田の下司と田堵に下知しており、陵戸田の経営実態がほぼ不明に等しい中で、下司・田堵による陵戸田経営への関与を知る貴重な文書といえる。ちなみに、中世の当事者主義からいえば、当文書は本来、常陸殿御局に残るべきであるが、賀茂氏の手元に残ることとなった。常陸殿御局が如何なる女性か、また当文書がそもそも正文と考えていいのか等、幾つか検討課題が残るが、建保五年段階で当文書が不要文書となっていたことは間

違いないようである。

最後に、これら文書群に記された袖書にも注目してみたい。一例として^⑦木工頭平為業カ書状を見てみよう。当文書は木工頭某が新調する引車の塗始日・乗車日について、その日時勘申を賀茂頭某に依頼した書状である。文書の袖にこの依頼に対する勘申内容が記されており、塗始日を「十一月十日丙亥」、乗始日を「十二月十三日壬寅」とする。なお、慶應本の塗始日「十一月十日丙亥」には謄写の誤りがあり、柳原家本によると正しくは「十一月七日丙寅」である。「十一月七日丙寅」「十二月十三日壬寅」に該当する年号は平安後期〜鎌倉初期の中で治承二年のみであり、当書状の発給者は平為業(『山槐記』治承二年十月十日条)、宛所は賀茂在忠の父在憲であると考えられる。

その上で、在憲は何故この袖書を書いたのであろうか。勘返状と同じ要領で為業への返答を目的としたものならば、当書状が賀茂氏の手元に残ることはないはずである。したがって、この袖書は在忠が備忘の控えとしてメモしておいたものであり、為業には別途勘文を作成して、それを遣わしたのであろう。こういった袖書は、^①大蔵権大輔某奉書、^③某書状、^⑧左少史中原某奉書にも見られ、

賀茂氏では勘申内容を依頼状に記録する作法があったことが窺えるのである。

むすびにかえて

以上、古文書室所蔵の「山城国陵田坪付」について解説をしてきたが、むすびにかえて、江戸時代における「山城国陵田坪付」の二次利用についても補説し、本稿を閉じたい。

まず、この坪付に記載された膨大な陵戸田が、古代・中世前期において天皇陵の維持や守衛、さらには諸陵寮を支える貴重な財源であったことは改めていうまでもない。しかし、この膨大でかつ散在した陵戸田は、諸陵寮にとっては経営し難く、逆に権門にとっては格好の押領対象であった。このことは諸陵寮牒でも訴えている通りであり、時代が下るにつれて、その多くは徐々に経営実態を失っていたと考えられる。それに伴って賀茂氏がこの「山城国陵田坪付」を活用する機会も減り、賀茂氏による陵戸田の把握資料としての役割は中世後期にはほぼ終えたと考えてよいであろう。

しかし、江戸時代後期になって尊王論の高まりから「山城国陵田坪付」は再び脚光を浴びることになる。例

えば、江戸時代の元禄・万治・延宝・享保・文久などの各時期に、天皇陵の探索・治定や荒れ果てた陵の修繕事業が活発に行われるようになり、特に幕末の「文久の修陵」で問題となった神武天皇陵論争において、孝明天皇が柳原家本を披見したことは武田秀章が指摘するところである。^[1]『延喜式』には天皇陵・墓の一覧が載るも、陵戸田の坪付も載る史料は当文書以外には現存しないから、修理序文において「頗以珍重、無比類物也」、^[13]某覚書において「可秘蔵也」と言わしめる所以はここにあるのであろう。

したがって、本稿では踏み込んで論ずることはできなかったが、嘉永七年に現在の慶應本が作成されたのも、あるいはこういった幕末の政治社会動向が密接に関係していたのかもしれない。

註

- (1) 古文書室所蔵の古代・中世文書の一覧は、中島圭一「古文書室所蔵の園城寺文書と東大寺文書」(『史学』第八巻第一・二号、二〇二二年三月)を参照。
- (2) 函号、柳一・二九五。
- (3) 架番号、三〇七・三六・一六〇・五。現在は「松丸憲正氏所蔵文書」などと合綴されている。

(4) 慶應本もその点を意識して謄写しており、第一紙目だけ欠損箇所の謄写がなく文字が大きいのはそのためである。

(5) 賀茂氏が世襲した官司については、赤澤春彦「鎌倉期の朝廷と陰陽師」(同「鎌倉期官人陰陽師の研究」、吉川弘文館、二〇一一年)を参照。

(6) 「柳原家記録一五九」のうち、永久元年衙寮牒と建保五年書写奥書が『平安遺文』一八〇一号として採録されている。当刊本によると「玄蕃寮牒案」という文書名が付されているが、玄蕃寮は僧尼の名籍の管理、仏事法会の監督、外国使節の送迎・接待等を主要な業務とする官司であるので、陵戸田の経営とは全く無関係である。

(7) 「流転する中世文書への視角―園城寺文書・東大寺文書の事例―」(前掲註(一) 雑誌所収)。

(8) ⑬某覚書は、柳原家本諸陵寮牒の第一紙の紙背に見られる。前述のように、第一紙目は近世頃に料紙の差替えが行われていると思われるので、⑬だけは例外的に平安末期・鎌倉初期のものではない。

(9) 典拠は「所三男氏所蔵文書」。つまり史料編纂所本をもとに採録された。

(10) 詳しくは読めないが、袖書一文は勘申内容のメモであろう。ただし、「正月八日陰陽頭賀茂在忠」は追記か。不詳の前文に比して明らかに字が大きい。

(11) 武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六年)。

【凡例】

・朱筆の字句は『』で表した。ただし第2紙(諸陵寮牒の第一紙)を除くすべての陵戸田のままとりて坪番に付された朱筆の合点は省略した。

・坪付の三段目の記載が当該行に収まらない場合、次の最下段に掲げた。

・人名や語句に関する注記は()を用いて傍注を付した。また考察を要するものは※を付し、文末註を設けた。

・柳原家本との間に字句異同がある場合、柳原家本の字句を「」に「イ」の記号を付して校訂した。

・各紙の法量は(第〇紙 縦 cm × 横 cm)で表した。

〔外題〕

秘々

〔第五拾壹函〕

山城國陵田坪付建保五年
國司注進

… (第1紙 31.5 × 31.8) ……………

慶應義塾圖書館

〔藏書印〕
三條
之印

山城國陵田坪付建保五年國司注進分、
反古裏、筆者賀茂在忠

右一卷今度更加修復了、頗以珍重、無比

類物也、又裏消息筆者、不見之條也、

神祇權大副兼□(在忠) 諸陵頭賀茂朝臣

參議定能(藤原力) 左少史中原國

木工頭(藤原力) 頭□

兼給、(兼) 前筑後守為親

大藏權大輔基 陰陽頭賀茂在憲

一奥書在忠

(一七七一)
明和九年三月十八日八座左大丞判(繪原紀光(天長記口了)

… (第2紙 440 × 317) ……………

衙寮牒 山城國衙

欲被早任式條旨、免陵戸田坪々事、

里卅二坪一町 虫損所々畧之

里十三坪三反

百木里 坪二反

躑躅里八坪六反

都々自原里九坪三反百八十歩 十八坪三反半 十九

卅一坪五反半 卅五坪五反
乘本里二坪二反百八十歩 七反小 七坪五反

… (第3紙 440 × 315) ……………

坪九段

十四坪二段

高□里九坪二段

竹原里三坪一段畠

□山里二坪六段

□里廿三坪一段

志保田里八坪九段

山口里五坪一段

十一坪二百歩

卅五坪五反

七反小

七坪五反

□

廿三坪一段

廿七坪四段

十七坪四段

卅五坪□

四坪五段

九坪二百歩

十七坪一段 十四坪二百□

卅□

草内中嶋里十七坪一段

井手里二坪一段廿歩 四坪一段百廿歩 五坪□

十八坪一段 十九坪一段 廿九坪□

廿四坪二段

上古川里十八坪一段百八十歩 十坪一段 廿八坪百□

坂戸里八坪三段

小林里六坪六段 廿三坪六段二百七十歩

粉本里七坪三段六十步 十九坪二段百八十步

高緑里一坪一段 十三坪百六十步

山本里九坪一段二百廿步 十七坪一町 十九坪

荏村里一坪一段 十二坪二段加作一段

廿四坪四段 廿五坪三段百八十步 廿九坪

柴原里十三坪二段 貢尺里十三坪四段 廿三坪四段 卅六坪一段百

青陵里廿一坪一段畠 廿二坪四段百八十步

内戸田里卅一坪六段 荒木里十八坪二段

荏村里六坪二段 十二坪三段六十步 十三坪

神田里十六坪三段六十步 廿三坪三段六十步

榆瀬里十五坪一段 廿一坪一段畠 廿二坪

志万下村藍原里七坪三段北 草内中村里卅四坪一段二百步 卅五坪二段

… (第4紙 444 × 317) …

卅二坪一段

… (第5紙 441 × 318) …

多前陵戸田四至餘

井手里一坪一段卅步 十三坪三段 十四坪

十六坪三段 十七坪百八十步

埴見里十二坪七段 河西山本里七坪四段

青陵里三坪三段 十一坪四段

古川里廿七坪二百步 片后間里三坪三段 十四坪三段 廿一坪四段

草内中嶋一里卅五坪二段

池尻里卅三坪一段百八十步 赤穂里三坪一段九十步 十四坪二段

坂戸里廿八坪四段 五坪三段

神田里八坪四段 十六坪三段六十步 廿三

山本里七坪四段 卅二坪五段

川合里四坪一段三百步 門戸里五坪一町 十八坪三段 卅二坪三段

山口里八坪一段三百步 十七坪百八十步

神村里八坪三段 九坪四段百八十步 十六坪三段

下古川里十三坪一段

塩見里九坪一町 藍原里七坪一町

上古川里十坪百八十步 卅坪二段

市邊陵戸田四至餘、「ツツキ」綴喜郡宇治郡

神田里九坪一町 八坪四段

下川造里五坪五段

小林里六坪六段 十八坪三段百歩 廿坪二段百廿歩

廿二坪六段二百七十歩 廿二坪六段二百七十歩

山本里九坪一段二百廿歩 十三坪四段百八十歩

十九坪五段 十四坪四段百八十歩 廿四坪四段六十歩

廿五坪三段百八十歩 廿九坪五段 卅二坪五段

坂戸里卅六坪二段二百卅歩 八坪三段 廿八坪四段

青陵里廿二坪四段百六十歩

神村里卅三坪二段二百歩

玉井里五坪二段 廿五坪二段百廿歩

埴見里九坪一町 十二坪六段

川合里四坪一段二百歩

山口里四坪二百歩 五坪一段 六坪三段

七坪一段百八十歩 八坪三段 九坪三段小

十一坪二段 十二坪一段百八十歩

十四坪二段百八十歩

十五坪四段 十七坪百八十歩 卅坪一段

高緑里一坪一段 四坪一段二百歩 八坪一段

十二坪百廿歩

楡瀬里九坪一段百八十歩 十五坪一段 廿一坪一段

卅二坪三段百五十 卅六坪二段畠

荏村里十三坪一段二百歩 十四坪一段 卅六坪百八十歩

上古川里十坪百八十歩 卅坪二段

下古川里二坪一段南邊 十三坪一段 廿六坪二段

廿七坪百八十歩 卅五坪百八十歩

已上一通進

松崎陵戸「オクキ」愛宕郡

下山田里四坪三段百八十歩 廿坪三段 廿四坪三段

卅坪四段 卅四坪二段

土下里二坪三段 四坪三段百八十歩 五坪九段百八十歩

十二坪三段 十三坪五段 十五坪五段

十八坪二段 廿四坪二段 卅坪五段百八十歩

廿坪三段 卅四坪二段

八加里十二坪三段 十三坪五段

美努里廿四坪百廿

求池里二坪二段百八十歩 廿坪六段三百歩

木野里九坪八段 十八坪三段 七坪二段

… (第9紙 443 × 316) ……………

… (第7紙 441 × 315) ……………

… (第8紙 442 × 316) ……………

同里鳥居廿二坪二段 廿坪三段三百歩 卅坪九段

水田里二坪二段 廿坪五段 (朱筆各点ナシ、黒合点アリ、柳原本二八兩方アリ)

額田里廿一坪四段 卅坪三段 (黒合点) 東外二坪七段

三坪五段

額田西里五坪三段 廿六坪三段

未刀前里廿六坪一段

越女池里三坪一段三百歩 卅二坪二段 卅坪二段

蓼倉里十二坪五段

神坂里卅五坪五段

下山田一坪三段 七坪七段

萩原里十二坪三段 十五坪一段 卅二坪三百歩

已上一通

醍醐陵戸田四至餘、宇治郡

宇治石川里卅三坪二段

此条布豆田里二坪二段 三坪二段 廿二坪三段

廿七坪四段 廿八坪二段

楕本里二坪三百歩 五坪三段 廿三坪二段 (朱筆各点ナシ、柳原本二八分)

廿七坪七段 廿八坪四段 廿五坪二段 (朱筆各点ナシ、柳原本二八分)

加却布里六坪二段 十八坪五段 廿七坪一段 (朱筆各点ナシ、柳原本二八分)

無置里三坪二段 四坪一段百八十歩 五坪四段

十坪三百歩 十三坪七段 十四坪三段百八十

十七坪三段 廿坪三段 廿四坪二段

上石田里九坪三段 十三坪百八十歩 十四坪二段

十五坪二百冊歩 廿二坪二段二百八十

廿三坪二段八十六歩

廿七坪六段百五十

下石田里卅二坪八段百冊歩 廿三坪八段

廿四坪一段三百歩

卅六坪五段冊

已上一通

大山小山陵戸田 宇治郡小野并南山科

五条竹原田里十四坪一段 十五坪三段 廿一坪一段

廿二坪五段小 廿三坪一段 廿四坪五段

廿五坪一段 廿六坪一段 卅坪一段

廿五坪六段

六条竹原西里廿一坪百廿 廿五坪一段 廿六坪一段

石川里一坪一段 三坪二段 四坪五段五十歩

九坪二段 十坪三段百八十 十四坪四段二百五十

十六坪一段 廿三坪二段百八十 廿四坪三段

廿六坪五段百八十 廿七坪七段 卅坪一段

卅二坪一段 卅三坪六段 卅六坪三段
 石原西里一坪一段 十四坪一段 十九坪一段
 廿坪三段 十一坪一段 卅六坪一段
 昨田里三坪二段 四坪四段 十三坪三段二百卅
 十四坪一段 十九坪一段 廿坪三段
 廿一坪二段 廿四坪一段百八十歩

… (第9紙 44.1 × 31.5) …

船置里五坪三段
 市邊里廿三坪二段
 木幡堺里卅五坪七段
 五条陶田里三坪三段 十九坪八段百廿
 杜里七坪一段 八坪四段 十六坪一段
 十七坪五段 廿坪五段三百歩 廿五坪六段_西
 廿六坪一町
 玉井上里六坪二段
 大藪里九坪二段 十坪三段 十四坪四段
 廿坪七段 卅四坪一町
 宮浦西里廿五坪二段
 椿西里廿九坪六段 卅坪二段
 上堤田里廿坪_上一百卅歩 卅二坪二段二百歩
 宇木本里卅三坪三段

椿市西里十九坪五段
 已上一通
 中尾陵戸田 紀伊郡 愛宕郡鳥部郷_{「ラタキ」}
 拜志郷_{「黒合志」}
 苦手里三坪一段百八十四坪一町 廿坪二段百八十_{「黒合志」}
 廿一坪一町 廿二坪百八十 廿五坪百八十
 穴田里廿五坪一段_{「黒合志」} 陵田
 須具田里□坪四段卅

石原郷
 角神田里廿七坪二段 卅六坪三段 十五坪四段_{「黒合志」}
 跡田里三坪百八十
 … (第10紙 44.3 × 31.5) …
 上鳥里七坪三百歩 九坪三百冊 十九坪五段
 廿坪三段 廿三坪五段百九十 廿七坪五段
 十八坪一町 廿二坪一町 廿八坪一町
 廿九坪一町
 甲田十条下石原里十坪二段二百歩 十七坪一段
 廿二坪六段 廿四坪二段 廿九坪二百歩
 川副里一坪一段卅 八坪三段百八十 九坪四段_{「黒合志」}
 十坪二段百九十 十二坪六段百八十_{「黒合志」} 十三坪一段
 十七坪二段百八十 十九坪二段百八十 廿六坪二段

廿七坪二段百八十 廿八坪八段 卅二坪四段

卅三坪二段二百冊

十一條上石原里一坪一段百八十 六坪百廿

十坪一段二百七十 十二坪二段 卅三坪一段冊

十七坪百冊 廿坪一段 廿九坪二段百九十

卅坪三段 卅二坪二百十 十三坪二段

下布勢里十三坪五段 十四坪六十 廿七坪五段

下石原里十七坪一段 廿二坪一段百八十 廿九坪二百

飛鳥田里廿四坪二段百八十 廿六坪一段卅步

中尾陵四至内 御所内

椎前東里一坪七段 二坪八段百廿 三坪

十坪三段百廿 大外記田三段百八十 波志寺田

卅六坪五段 預料田六段

菩提前三段

野里一坪八段 十二坪一町

白河陵戸田

…(第11紙 446 × 317) …

大副里二坪二段六十 六坪二段六十 十三坪二段百八十

十七坪二段百八十 十五坪七段 十八坪二段百八十

上鳥里卅二坪一町

萩原里十二坪三段 十五坪一段 卅二坪三百冊

八條鳥部里十二坪一段百

須具田里 坪五段

後深草陵墓田四至内

十一條上石原里一坪一段百八十 十二坪二段

卅三坪一段冊 卅二坪二段

飛鳥田里三坪一段 十四坪二段半 廿四坪二段半

角神里廿七坪二段 卅六坪三段百八十

額墓里 下布勢里四坪三段 十三坪五段

卅五坪一段冊 廿七坪五段 廿一坪一段百八十

上佐比里四坪一段廿 廿四坪一段三百冊

廿三坪三段 卅二坪一段三百

真幡里三坪三段一段仁和寺 十坪一段 十四坪二段百八十

五坪四段 十五坪四段 十七坪一段百八十

幢里廿四坪一段百八十

幢里三坪二段六十步 五坪一段六十 三坪三段六十

卅六坪二段 七坪二段

五条佐比里廿七坪一段

十一条社田里四坪四段 五坪一段二百冊

六坪四段三百卅

九坪一段

十五坪五段

苦手里（巻）坪二段七十

卅四坪二段（南邊） 廿三坪四段

…（第12紙 44.2 × 31.5）……………

已上一通

〔桓武天皇〕
柏原陵戸田四至餘、紀伊郡

飯食里四坪五段八十

（黒谷忠） 五坪八段 重友名 八坪二段

九坪一段

（黒谷忠） 廿六坪一段

阿須賀田里三坪二段

大澤里四坪二段百八十

菟瀬里三坪三段百八十

九坪一段 十五坪五

十八坪二段

十九坪七段

廿三坪二段

廿四坪一段

竹田里三坪二段

十二坪三段 十三坪二段

二坪三段

廿四坪一段六十 卅四坪一段五十九

江比田里三段百八十

七坪二段 九坪三段

廿三坪四段

廿四坪四段

相市里十二坪百廿步

廿坪一段百八十

下鳥里一坪五段

（黒谷忠） 二坪二段 十八坪三段

十九坪二段

廿五坪二段 卅坪一段三百步

松本里十一坪二段

廿七坪二段 廿九坪五段

卅二坪三段卅七步

深草里三坪一町（重友名）

四坪一町 廿六坪五段百八十

石庭里三坪三段

所作里十六坪一段百八十

大田里二坪二段

三坪五段 五坪六段三百步

…（第13紙 44.2 × 31.5）……………

六坪三百步

七坪一段 八坪二段

十四坪一町

十五坪一町 十六坪二段

十八坪三段

廿四坪一段二百步 卅一坪一段

卅二坪二段三百步

卅三坪一段三百步 廿四坪一段三百步

柿本里六坪四段

（黒谷忠） 廿四坪一段三百步

櫻井里五坪三段

重友名 七坪一段百卅步

〔光孝天皇〕
後田邑陵戸田四至餘、相楽郡綺郷

〔平治少白〕
經郷綺九坪八段百八十步

三坪六段百八十 十坪五段

十一坪五段

十二坪三段 十三坪三段百八十步

十四坪四段

十五坪八段 十六坪三段

廿坪四段

廿一坪四段 廿三坪三段

廿四坪四段

廿八坪二段

赤穂里三坪三段

十坪六段 廿一坪七段百八十步

十三坪四段 十四坪一段 十五坪四段百八十歩
十六坪二段 十七坪四段二百卅歩

廿二坪一段二百卅歩

廿三坪四段 廿四坪七段 廿五坪五段

廿六坪五段

池尻里六坪二百卅歩 七坪一段 廿一坪二段

廿三坪二段 廿九坪二百卅歩 廿三坪四段

七条朝妻里十五坪七段 七坪二段 十六坪三段

十七坪二段百八十歩 廿二坪四段 廿四坪二段二百卅歩

廿八坪百十三歩 廿六坪四段

卅三坪四段二百卅 卅四坪四段 卅五坪七段

… (第14紙 44.5 × 31.6) …

安永名田一町一段

曾呂里十八坪二段百八十歩

上津小馬里七段三百十三歩

枝重田二段

橋村里廿三坪三百歩

下己呂皮里二坪一段百八十歩

上船尾東里三坪一段 四坪二段 九坪一段二百五十四歩

六条波蘇瀬里廿八坪一段六十

田原郷、綴喜郡

離置里一坪五段 十四坪二段 廿三坪四段

廿五坪五段 廿六坪二百卅歩 十三坪二段三百歩

小野里一坪二段 卅六坪四段

寺内里十六坪二段 廿坪二段 卅一坪一段卅

小栗栖里十坪一段百八十 一坪二段 二坪六十歩

九坪一段百八十歩 十坪一段半 十二坪一段百八十歩

十三坪二段二百歩 十四坪二段三百歩 十五坪二段

十六坪二段百八十歩 廿四坪一段 廿五坪一段卅歩

圭南里二坪一段百八十 三坪一段百八十歩

横枕里五坪二段

芳宅里卅四坪三段 卅六坪一段栗林

平石里十三坪二段 九坪二段

圭里二坪一段百八十

樋爪里八坪二段 九坪二段

… (第15紙 44.3 × 31.6) …

荒船里十坪一段三百歩 廿五坪二段

已上一通

大枝 宇波太 石作 高畠四箇所陵戸田 乙訓郡

楡谷里五坪一段三百歩 六坪一段 十坪一段卅

十一坪一段卅歩 十六坪五段百歩 十八坪一段

十九坪三段 廿八坪一段百八十

同西里卅三坪二段 卅五坪一段

母底里廿二坪二段南一

土師郷下村里七坪八段 八坪五段二百卅步 十一坪二段

十四坪四段 十五坪二段 十六坪四段

十七坪六段 十八坪六段 十九坪四段

廿坪四段 廿二坪四段 廿六坪四段

廿七坪六段

我妻里二坪卅步 三坪三段三百步 四坪七段百步

五坪五段卅步 六坪一段百卅九步

九坪四段 十坪四段 八坪一段三百九十步 十一坪八段

十二坪三段三百卅步 十三坪二段 十五坪三段五十步

十七坪八段 廿三坪一段二百八十步

廿九坪三段卅八步 廿七坪三段卅八步

神饗里廿二坪二段三百步 廿三坪五段 廿四坪三段

廿六坪七段百八十步 卅坪三段百八十步 卅二坪七段

卅三坪五段百八十步 卅四坪八段

弓絃羽里二坪一町 三坪一町 十一坪七段

十七坪一町 十九坪七段百八十步

…(第16紙 44.2 × 31.7) ……………

十八坪三段百八十步

廿坪八段 廿二坪五段 廿一坪六段

卅二坪三段百八十步 卅三坪五段

生里二坪三段百八十步 七坪二段 八坪二段百八十步

十三坪五段 廿九坪三段百八十步 卅坪一段

卅二坪二段百八十步

榎本里十六坪五段

鷹間治田五坪二段二百八十步 廿九坪三段

川原田里廿坪三段

牛甘里廿四坪一町 廿九坪三段

石田里卅四坪三段百八十步

奉田里八坪四段五十五步 十六坪五段百廿步

十九坪三段 十八坪一段

廿九坪二段二百八十步

西里廿九坪二段二百八十步 廿八坪一段百八十步

坂本里廿九坪四段二百八十步 卅二坪九段 卅四坪一段

牒、件陵戸田、自昔以降迄于近代無他妨、而今俄押

入、権門不令弁進寮家地利之間、絶徭丁等食物、

陵墓無守護人、為是以今年七月四日經 奏聞之

處、同年同月十三日被下 宣旨備、令停止神社佛

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「山城国陵田坪付」

寺護門勢家并國司妨、如本可為寮家
進退、宣旨顯然之上、代之國司免判又

候哉、可令注申給候、仍
執啓如件、恐惶謹言、

… (第17紙 444 × 317) ……………

十一月卅日 大藏權大輔基兼※i〔奉イ〕

以明白也、仍牒送如件、乞也衙寮状、欲被免
除件陵戸田坪坪等、以牒、

謹上 陰陽頭殿

永久元年十二月 日

… (第19紙 444 × 316) ……………

建保五年六月三日任永久之帳

御仏名廿六日月迫に

面寫書之、清書之一本者進國

いたく罷成候、相構て

司、草案之一本為子孫留之畢、

廿六日以前になのめに

陰陽博士賀茂在忠 (花押影)

さも候、日次候者、可令撰

以或家秘藏之右卷在忠
目筆

申給へきよし
女房被申候也、恐々

令賀茂恭保縣主謄寫了、

謹言、

紙背文書繼奥

十二月四日 前筑後為頭〔字為頭奉イ〕

嘉永七年十月權大納言 (花押)
〔二八五四〕

謹上 陰陽頭殿

… (第18紙 442 × 316) ……………

… (第20紙 444 × 317) ……………



〔正月八日陰陽頭賀茂在忠イ〕

明日御井點定可候



也、以何方井可被點

□
□
□

イ

何事候哉、

抑今月中首服日時

可令擇申給候、可被

除歳日候也、恐々謹言、

十一月二日 □□

謹上 陰陽頭殿

… (第21紙 43.9 × 31.6) ……………

追申

今両三日内吉事可然日ヲ

可注遣候、謹言

吉事日

十一月二日己酉^{※3}

八日丁卯 後日

… (第22紙 44.4 × 31.7) ……………

□
□
□

十月廿九日 □□

… (第23紙 44.1 × 31.7) ……………

□□□□の下文一枚

遣之由候、一日ハ□□

の□□あの□候へき□

□□へき趣

□□

よく□□

候、あなかしく、

十月廿□日 頭弁^{頭弁}

おんみやうのかみ殿

… (第24紙 44.0 × 31.7) ……………

可塗始引車日

〔十一月七日丙寅イ〕
十一月十日丙亥

〔乘始日イ〕
乘始

十二月十三日壬寅

新車更令新調候

也、塗始候、又乗用

日時来十一月上旬之内

可注遣候、乗用日時

者、十二月上中旬之期

可候也、謹言、

十月廿七日 木工頭□□

陰陽頭殿

… (第25紙 44.3 × 31.7) ……………

可被行軒廊御下日

〔五イ〕
六月十一日丙申

六日丁酉

□□一日□□□イ
八月一日□□□イ

可被行軒廊御下

日次兩三日許可

擇申給之由、所被仰候也、者依左中辨御奉行、上啓如件、

恐惶謹言、

※4 八月一日 左少史中原國

謹上 陰陽頭殿

… (第26紙 44.2 × 31.7) ……………

拝賀日并始着直衣

〔日イ〕 □可注給之状如件、

〔各承三年イ〕 (藤原定能イ) ※5
正月廿日 参議定□

陰陽頭殿

御拝賀并直衣始日次

別紙令注遣候、恐々謹言、

〔正月廿日 陰陽頭在憲イ〕

… (第27紙 44.6 × 31.7) ……………

下 中尾陵戸田所司所

右、所預申常陸殿御局也、早
守下文之旨、可極被進止者、下□^可
并田堵等更不可違失之状、如件、
以下、

治承三季二月二日

諸陵頭賀茂朝臣(在出)(花押影)

… (第28紙 44.3 × 31.6) ……………

改年旁御賀幸甚□^[々々方]

諸陵頭去二日御慶

候由候也、

□□一荷随□就□

八□□者、下□□候、委□

□□□□、謹言、

正月廿六日 □□

陰陽頭殿

… (第29紙 44.1 × 31.7) ……………

何事候哉

慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「山城国陵田坪付」

抑祭主卿泰山府□^君

祭撫物申請、可□□

候、今夜付使人可

申遣候也、付此使□^可

返給候也、他事期□

□□恐々

十月廿四日神祇權大副□□^{*6}

謹上 陰陽頭殿

〔□□□□□事□イ〕

… (第30紙 43.8 × 31.7) ……………

□□月十四日ひのと卯

十九日ミつのと丑^{*7}

五月九日

可秘藏也

諸陵一田坪付⁽²⁻²⁾
在或書

五二七 (五二七)

【註】

1 『山槐記』治承二年十月二十五日条の「大藏権大輔基兼」か。

2 慶應本では一字に見えるが、あるいは二字か。忌日・厄日の一種と考えられるが不詳。

3 平安後期～鎌倉初期の中で「十一月二日己酉」に該当する年号は安元元年(一一七五)と建仁元年(一一〇一)。その場合、十一月八日は乙酉のはずであるが、「八日丁卯」と書き損じたため、抹消し礼紙として使用しなかったと考えられる。

4 慶應本では当書状の日付を「八月一日」とするが、袖書の軒廊御下日時勘申が「六月五日丙申」等では、十ヶ月近く先のことになるので不審である。したがって、当書状の日付は六月一日付である可能性が考えられるか。その場合、六月五日丙申に合う年号は元久元年(一一〇四)になるが、差出「左少史中原国」に該当する人物がいらない(「官史補任」)。但し、右少史に中原国能という人物が確認できるの、慶應本には幾つかの謄写の誤りがあると考えられる。

5 柳原家本は下縁欠損のため、「参議定」までしか読めないが、明和九年序文によると「参議定能」とする。仮にこの序文に依拠した場合、該当者は治承三年～寿永三年の間、参議の地位にあった藤原定能となる。彼は治承三年正月十九日に参議に任ぜられており、当書状はその翌日文书か。

6 明和九年序文では差出を「神祇権大副兼□」とし卜部氏に比定しているが、大中臣氏も神祇権大副に任ぜられることがあるので検討を要する。

7 干支の書き損じがあるか。某月十四日丁卯と同月十九日癸丑では月日と干支が一致しない。